

平成 17 年 4 月 28 日

各 位

会社名 K D D I 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 小野寺 正
(コード番号 9433 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務本部長 大島 進
(TEL 03-6678-0719)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、ストックオプションの実施のため、商法第 280 条ノ 20 並びに商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

職務遂行並びに業績向上へのインセンティブを高めること、また、適正な監査による当社グループの信頼性の向上及び健全な経営の推進を狙いとして、ストックオプションの目的で当社及び当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 600 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

600 個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。但し(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に1.1を乗じた金額とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成17年10月3日から平成18年9月29日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利行使時においても当社又は当社の関係会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であること。

権利を与えられた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヶ月以内(但し、新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。

当社のストックオプション委員会が特に認めた場合は、及びと異なる条件で権利を行使することができる。

この他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に(7)、又は に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権について無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡をするには取締役会の承認を要する。

(注)上記内容については、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上